

面会制限緩和（5月8日より）についてのお知らせ

当院では、5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類移行にあたり、面会の重要性に配慮して、一定の条件を守って頂きながら、必要な面会を行って頂けることと致します。新型コロナウイルス感染症は5類に移行後も、完全に収束したわけではありません。入院患者さんへの感染伝播を防止する為、下記の条件等を確認のうえ、遵守頂きますようお願いいたします。

面会が困難な病状や、条件に合致しない場合は、面会をご遠慮頂く場合もございますので、職員の指示に従ってご対応頂きますようお願いいたします。今後、流行状況が悪化した場合には、再度面会を制限させて頂く可能性があることについても、予めご理解頂きますようお願いいたします。

ご面会時の条件、注意点

- 面会時間は連日 13 時～16 時です。1 回 15 分程度でお願いいたします。
- 人数は 1 回 2 名まで（原則中学生以上の方）に制限させていただきます。
- 患者さんと、ごく近い関係（同居家族、配偶者、親子、パートナー）の方に限定させていただきます。*遠縁の方、友人、会社関係、ご近所の方等の面会は、ご遠慮ください。
- 面会者や同居者が、新型コロナウイルスやインフルエンザに感染していないこと、発熱や感冒症状等の体調不良が無いこと。
- 面会場所は、病室内もしくは、病棟内の談話室です。病棟外には出ないで下さい。
- 院内滞在中は、マスクの着用を徹底ください。飲食は禁止です。
- 職員による面会可否の判断や、面会中の指示には、確実に対応していただくようお願い致します。

※ ルールを守れない面会者が多い場合は、やむを得ず面会制限を強化いたします。

令和 5 年 5 月 1 日
新潟市民病院 院長